

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている
中小企業・個人事業主の皆様へ

川越市中小企業者事業継続緊急支援金 【拡充版】

【拡充版】では
国の「持続化給付金」を受けた方も対象になります！

令和2年2月～12月のいずれか1箇月における売上高が
前年同月と比較して15%以上減少している
市内に事業所がある中小企業・個人事業主の皆様へ支援金を交付します

支援金額

一律 10万円 (1中小企業者1回限り)

※6月30日に受付を終了した「川越市中小企業者事業継続緊急支援金」の交付を受けた方は、申請できません

申請期限

令和3年2月28日(日) (当日消印有効)

※予算内での支給となりますので、申請状況により終了が早まる場合があります

交付対象者

- 川越市内に事務所又は事業所を有する中小企業及びフリーランスを含む個人事業主
 - 必要な許認可を取得のうえ、支援金申請日までに3箇月以上市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること
 - 新型コロナウイルス感染症による影響のため、令和2年2月～12月のいずれか1箇月における売上高が前年同月と比較して15%以上(小数点以下切捨て)減少していること
- ※ 創業後1年未満等で前年同月との売上高の比較が困難な場合は、例外があります

申請方法

電子申請 又は 郵送

※感染予防のため、上記の申請方法にご協力お願いいたします

【宛先】 ※裏面に貼付可能な宛先有

〒350-8601

川越市役所 中小企業者事業継続緊急支援金担当

※市役所本庁舎1階特設ボックスへ封筒での投函も可能(開庁時間内)

お問合せ先

支援金専用電話 049-225-5877

(平日 9:30~16:30)

※年末年始(12/29~1/3)を除く

提出書類 下記【1】～【9】

書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください

【1】「支援金申請書」(様式第1号)

【2】「申請時チェックリスト」(様式第1号別紙)

- ・チェックリストの項目をご確認のうえ、「申請者チェック欄」にチェックをし、必ず支援金申請書に添付してください

【3】「売上高減少申告書・誓約書(一般用・創業者用)」(様式第2号)

- ・申請者の「主たる業種」を必ずチェックしてください
- ・前年同月からの減少率の計算式に数字を記入し、減少率を計算してください
- ・「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください
- ・創業後3箇月以上1年未満の創業後間もない方は、「創業者用」の申告書・誓約書を提出してください

【4】申請日時点で、市内で3箇月以上事業を営んでいることが確認できる書類

※以下のいずれの書類も「市内の事業所所在地」の記載があるものをご提出ください

法人：①～④のいずれかを提出 } ①～⑥のいずれの提出も困難な場合の代替書類は支援金ホーム
個人：①～⑥のいずれかを提出 } ページの「Q&A」をご確認ください

- ①営業許可書の写し
- ②賃貸借契約書の写し(契約者名(借主)、契約期間の記載及び押印がある箇所全てを提出)
- ③固定資産家屋評価額証明書(一般用)
- ④公共料金の支払い領収書の写し(3箇月分必要となります)
- ⑤個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ⑥所得税青色申告決算書(1-2枚目) 又は 収支内訳書(1枚目)

【5】「国の持続化給付金の給付通知書の写し」



- ・国の持続化給付金を受給した方のみご提出ください
 - ・国の持続化給付金の給付通知書の写しをご提出いただいた場合、下記の【6】【7】【8】の提出は不要です
- ※持続化給付金の申請に係る【対象月】を2月～12月のいずれか1箇月とした場合のみ。なお、【対象月】を1月として持続化給付金を受けた場合、下記の【6】【7】【8】の提出が必要です

【6】「2019年の確定申告書類の写し」



- ・法人→「確定申告書別表第一」(税務署收受日付印のあるもの、1枚)及び「法人事業概況説明書」(表面及び裏面)
- ・個人→①所得税青色申告決算書(青色申告の場合、1-2枚目)又は②収支内訳書(白色申告の場合、1枚目)

【7】「令和2年2月～12月のいずれか1箇月間の売上高」が分かる書類

- ・月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ)等

【8】「前年同月の1箇月間の売上高」が分かる書類

- ①上記【6】「2019年の確定申告書類の写し」で「収支内訳書(白色申告の場合)」を提出した場合
- ②確定申告をしていない場合

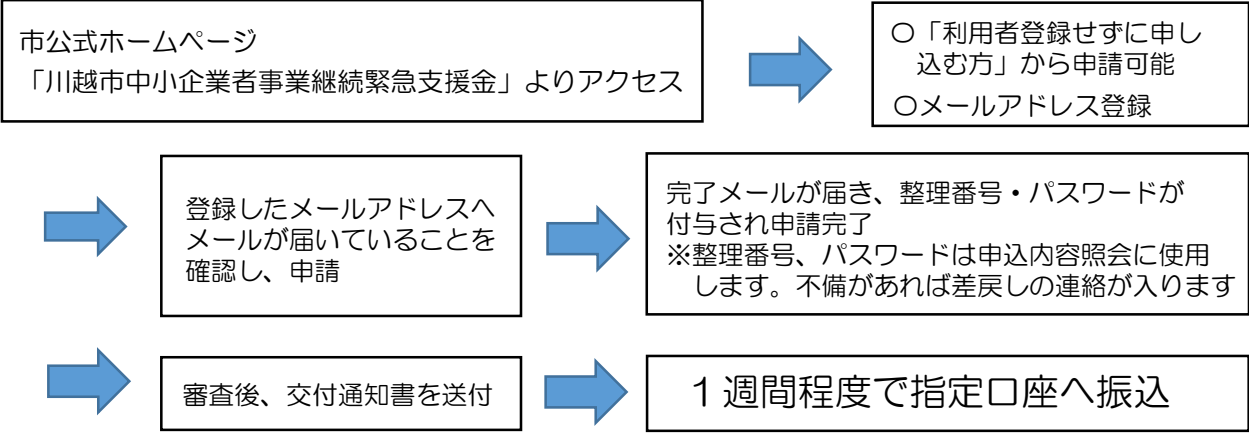
創業後1年未満で、前年の売上高と比較困難な場合は、「令和2年2月～12月のいずれか1箇月の売上高」と「当該月の直近2箇月間の売上高」が分かる書類が必要となります

【9】支援金の申請者名義の預金通帳の写し(支援金振込先)

- ・通帳を開いた1-2枚目の写し(ネット銀行の場合は画面データ)

※電子申請の方は【1】【2】【3】の様式は提出不要です

電子申請の流れ



【参考】

A 持続化給付金給付通知書



B 確定申告書別表第一（1枚）

法人事業概況説明書（両面）

所得税青色申告書決算書（1-2枚目）



主なQ & A

Q：支援金の対象となる中小企業者とは

A：中小企業基本法の「中小企業者」をいいます（「個人事業主」及び「フリーランス」の方も対象となります）
また、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限りません）及び農家（個人農家）の方も対象となります

Q：一般社団法人や一般財団法人などは対象となりますか

A：中小企業基本法上「会社」に該当しないことから、対象とはなりません。他にも特定非営利活動法人（NPO）、事業協同組合、商工組合、学校法人、宗教法人、医療法人（個人開業医は対象）、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人及び任意のグループなども対象とはなりません

Q：川越市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が川越市内にある場合は対象となりますか

A：本社（主たる事業所）が市外でも、支援金の申込みの日以前、3か月以上川越市内に事業所があれば対象となります。また、申請書に川越市内の事業所の所在地を記入していただき、確定申告書類の写し、営業許可書の写し等、市内で事業をしていることが分かる資料を添付してください

Q：売上高は法人全体での計算をすれば良いですか

A：法人全体で計算してください。市外に本店（及び事業所）がある場合も含め、全体で計算をしてください

Q：売上高について、法人全体としては売上高減少率15%以上を満たさないが、川越市内の事業所としては要件を満たしています。この場合、申請は可能ですか

A：事業所単位ではなく法人単位で計算することから、法人全体として売上高減少率15%以上を満たしていない場合、対象とはなりません

Q：確定申告書類を紛失しました。どうすればいいですか

A：川越税務署で再発行が可能です。e-Taxで確定申告をした場合、受信通知など、データを送信したことが分かる書類を添付してください

キリトリ

350-8601

川越市役所
中小企業者事業継続緊急支援金担当 宛

詐欺にご注意ください

- 市が本支援金の申請に当たり次のことを行うことはありません
- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
 - ・受給のために、手数料の振込みを求めること
 - ・電子申請以外でメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

